

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更）	
税 目	所得税（所得税法第 23 条、第 24 条、第 33 条、第 35 条、租税特別措置法第 3 条、第 8 条の 4、第 8 条の 5、第 9 条の 3、第 37 条の 10、第 37 条の 11 の 6、第 37 条の 12 の 2、第 37 条の 13～13 の 2、第 41 条の 10、第 41 条の 14 及び第 41 条の 15）	
要 望 の 内 容	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、預金、公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3 年間）を金融所得全般に拡大していくため、以下の税制措置を講じる。</p> <p>1. 上場株式等の譲渡損益等と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等をその通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。</p> <p>2. 商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p>	
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲4,500 百万円 （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

「新金融立国」に向けた施策として、新成長戦略（2010年6月閣議決定）において、「2013年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。税制面でも、ユーザーの利便性を高めるため現物株と先物取引の損益通算を実現させ資本を呼び込み市場流動性を高めて、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。

（参考）

○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋）

Ⅶ. 金融分野における国家戦略プロジェクト

21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進

「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。

○総合的な取引所検討チーム取りまとめ（平成24年2月24日金融庁・農林水産省・経済産業省）（抜粋）

制度概要 2.

⑥証券・金融、商品を一体的に取り扱う垣根を取り払った取引所における取引の活性化を図るためにも、口座や税制の一元化などの課題への対処を図る。

○日本再生戦略（2012年7月31日閣議決定）（抜粋）

Ⅳ. 日本再生のための具体策

2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

（1）更なる成長力強化のための取組

③新たな資金循環による金融資本市場の活性化

[金融戦略]

総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す

（重点施策：アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立）

我が国の金融・資本市場の魅力を上向きさせ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。

（別表）日本再生に向けた改革工程表

（1）Ⅲ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～金融戦略～

4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

（1）アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上

総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備
清算証拠金・口座の一元化や税制（損益通算）等の検討、実施

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 1,400 兆円もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）における「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱う総合的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」を受け、今通常国会で金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、その制度整備が行われたところである。さらに総合的な取引所の実現のためには、税制についても統一的・横断的な制度を実現することが不可欠であり、早期に実施する必要がある。

なお、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、不招請勧誘禁止等の厳格な行為規制を前提に、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は 0.2%と僅少、社債発行残高に占める家計の保有割合も 3.4%にとどまっており、我が国企業は、資金調達先として個人金融資産を有効に活用しきれていない。また、商品先物については、個人投資家が平成 16 年に比べ 25%以上減少して、平成 23 年末時点では約 7.4 万人にまで落ち込んでいる。商品市場が縮小したことにより、原材料等購入のために商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに応えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>社債に係る適用見込み</p> <p>株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、これまで社債への投資を行っていない個人投資家は、本措置により損益通算が可能となることをインセンティブとして新たに投資を行うことが期待され、本措置の潜在的な利用者は少なくとも約41万人は存在すると推定される。</p> <p>商品先物等に係る適用見込み</p> <p>商品先物等については、商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約4.5万人と推定される。</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。</p> <p>また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。株式の配当・譲渡損益等と商品先物の損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加することが期待される。さらに、当該措置により、総合的な取引所が創設された場合の投資家の利便性が高まり、取引活性化に資するものであるため、有効なものであるといえる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		なし	
		要望の措置の妥当性	<p>新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、現物株と先物取引の損益通算の実現が不可欠。本措置は、個人投資家一般に、公平に適用されるべきものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p>
関連する事項	租税特別措置の適用実績	(新設要望)	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯	<p>本要望と関連する過去の要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる3年間の繰越（平成15年度税制改正） ・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ（平成16年度税制改正） ・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成16年度税制改正） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成20年度税制改正） ・ 平成23年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成24年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 	